

<p>年度 地域活性化事業交付金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>区長 へ</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申請人 名 称</p> <p style="text-align: center;">氏名又は代表者氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____ (印)</p> <p style="text-align: center;">年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市地域活性化事業交付金交付要綱第7条の規定により申請します。</p>	
1	補助事業等の名称
2	補助金等の名称 地域活性化事業交付金
3	申請金額 円
4	添付書類 (1) 地域活性化事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 団体概要調書 (4) 補助金等概要調書 (5)

備考 氏名を本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

別紙指令案により交付してよろしいか。					
					受付 • •
					決裁 • •
					通知 • •

※ 次の事項について了承の上、申請を行ってください。

1 事情変更による交付の決定の取消し等（相模原市補助金等にかかる予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第8条関係）

次に掲げる交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります（補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。）。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（その者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 計画変更の承認等（規則第10条関係）

- (1) 交付の決定後、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書を市に提出し、その承認を受けてください。

ア 補助金等の充当予算を変更しようとするとき。

イ 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助事業等が予定の期間内に完成しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市に報告し、指示を受けてください。
- (3) (1)及び(2)の場合には、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

3 交付の決定の取消し（規則第19条及び第27条関係）

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 法令又は規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従わず、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなかったとき。
- (3) 補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしたとき。
- (4) 補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

4 補助金等の返還（規則第20条関係）

- (1) 1、2(3)及び3により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。
- (2) 実績報告後に市が補助金等の額を確定した際、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

5 他の補助金等の一時停止等（規則第21条関係）

4による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

6 帳簿の備付け（規則第24条関係）

補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存してください。